

議案第19号

富士見市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

都市公園法施行令の一部改正に伴い、富士見市都市公園条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市都市公園条例の一部を改正する条例

富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10平方メートル」の次に「（市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「5平方メートル」の次に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第4条の見出し中「都市公園施設」を「公園施設」に改める。

第5条の見出し中「都市公園施設」を「公園施設」に改め、同条第1項第1号中「昭和31年政令第290号」の次に「。次条において「政令」という。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第5条の2 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50（第10条第1項に規定する有料の公園施設のうち政令第5条第4項に規定する運動施設を有する公園にあつては100分の70）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。